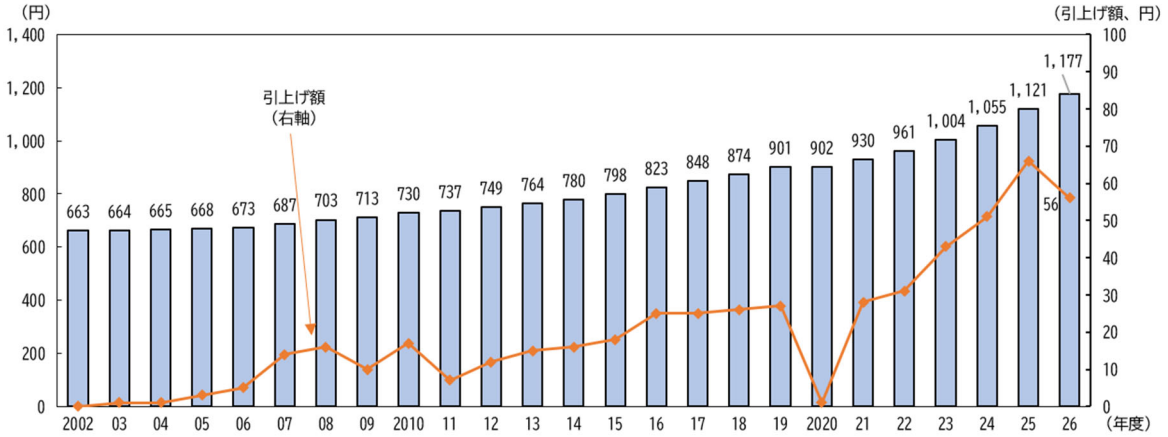
今週の指標　No.1428　　2026年11月2日

2026年度都道府県別最低賃金の引上げ状況について

＜ポイント＞

1．2026年度都道府県別最低賃金については、7月28日に中央最低賃金審議会で改定の目安についての答申が取りまとめられ、目安どおりに引き上げられた場合の全国加重平均は1,176円、引上げ額は55円とされた。この答申を参考に、各都道府県の地方最低賃金審議会において議論が進められ、9月3日までに全ての都道府県において2026年度の最低賃金額が決定された（注1）。その結果を取りまとめると、2026年度の最低賃金の全国加重平均額は1,177円、引上げ額は56円と目安を上回る結果となり、昭和53年度に目安制度が始まって以来（注2）過去2番目の大幅な引上げ額となった【図1】。また、都道府県別では、最高額は東京都の1,280円、最低額は宮崎県の1,085円であった【図2】。

【図1】全国加重平均による最低賃金の推移



（備考）厚生労働省公表資料により作成。

【図2】2026年度都道府県別最低賃金

（円、%）

	都道府県	ランク	金額	前年比	前年差	目安
1	北海道	B	1,131	5.2	56	56
2	青森	C	1,090	5.9	61	56
3	岩手	C	1,090	5.7	59	56
4	宮城	B	1,098	5.8	60	56
5	秋田	C	1,090	5.7	59	56
6	山形	C	1,092	5.8	60	56
7	福島	B	1,094	5.9	61	56
8	茨城	B	1,136	5.8	62	56
9	栃木	B	1,125	5.3	57	56
10	群馬	B	1,120	5.4	57	56
11	埼玉	A	1,196	4.8	55	54
12	千葉	A	1,195	4.8	55	54
13	東京	A	1,280	4.4	54	54
14	神奈川	A	1,279	4.4	54	54
15	新潟	B	1,108	5.5	58	56
16	富山	B	1,119	5.4	57	56
17	石川	B	1,113	5.6	59	56
18	福井	B	1,112	5.6	59	56
19	山梨	B	1,113	5.8	61	56
20	長野	B	1,117	5.3	56	56
21	岐阜	B	1,121	5.3	56	56
22	静岡	B	1,154	5.2	57	56
23	愛知	A	1,195	4.8	55	54
24	三重	B	1,143	5.2	56	56
25	滋賀	B	1,136	5.2	56	56

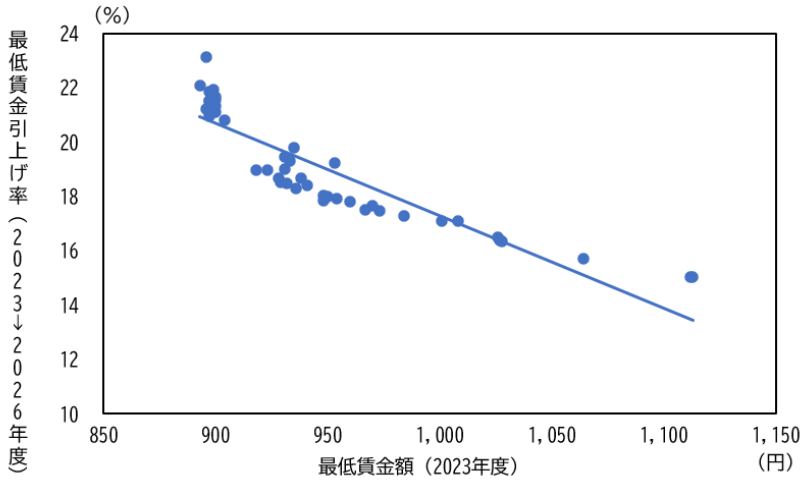
（円、%）

	都道府県	ランク	金額	前年比	前年差	目安
26	京都	B	1,180	5.2	58	56
27	大阪	A	1,231	4.6	54	54
28	兵庫	B	1,172	5.0	56	56
29	奈良	B	1,107	5.3	56	56
30	和歌山	B	1,101	5.4	56	56
31	鳥取	C	1,090	5.8	60	56
32	島根	B	1,092	5.7	59	56
33	岡山	B	1,104	5.4	57	56
34	広島	B	1,141	5.2	56	56
35	山口	B	1,101	5.6	58	56
36	徳島	B	1,103	5.4	57	56
37	香川	B	1,092	5.4	56	56
38	愛媛	B	1,093	5.8	60	56
39	高知	C	1,086	6.2	63	56
40	福岡	B	1,114	5.4	57	56
41	佐賀	C	1,095	6.3	65	56
42	長崎	C	1,087	5.4	56	56
43	熊本	C	1,092	5.6	58	56
44	大分	C	1,096	5.9	61	56
45	宮崎	C	1,085	6.1	62	56
46	鹿児島	C	1,090	6.2	64	56
47	沖縄	C	1,086	6.2	63	56
	最低賃金最高額		1,280		54	
	最低賃金最低額		1,085		62	
	全国加重平均		1,177	5.0	56	55

（備考）厚生労働省公表資料により作成。都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をＡＢＣの３ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。

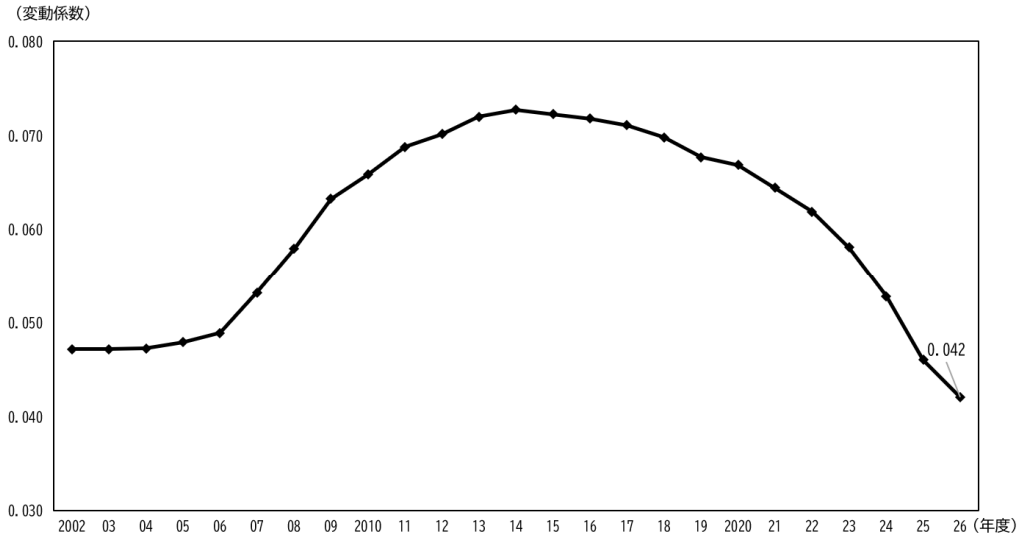
２．　次に、2023 年度から 2026 年度にかけての最低賃金引上げ率の関係をみると、最低賃金水準の低かった地域ほど大幅な引上げが行われたことが分かる【図３】。また、最低賃金水準の地域差について、都道府県間のばらつきを示す変動係数を用いて確認すると、変動係数は 2015 年度から 12 年連続で低下している。ここ数年は、最低賃金水準の低い地域ほど大幅な引上げが行われた結果、変動係数は大きく低下し、2026 年度は 0.042 と 47 都道府県の最低賃金額が確認可能な 2002 年度以降で最もばらつきの小さい値となり、最低賃金の地域差が縮小したことを示している【図４】。

【図３】最低賃金額と最低賃金引上げ率の関係



（備考）厚生労働省公表資料により作成。「2023 年度時点の最低賃金額」と「2023 年度から 2026 年度かけての引上げ率」の相関をとったもの。

【図４】最低賃金の変動係数の推移



（備考）厚生労働省公表資料により作成。変動係数は標準偏差を平均値で除して算出する指標であり、値が小さいほど都道府県間のばらつきが小さいことを示す。全都道府県の最低賃金額のデータが確認できるのは 2002 年度以降。

３．　次に、こうした最低賃金の地域差縮小が他の賃金に波及する効果を確認するために、求人情報サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計した週次のビッグデータである「HRog 賃金 Now」により、都道府県別のパート・アルバイトの平均募集賃金に基づく変動係数の動向を分析する【図５】。募集賃金の変動係数は、データが利用可能な 2017 年以降、低下傾向で推移してきたが、特に、2024 年頃から大きな低下がみられる。このところわずかに上昇が見られるものの、基本的には、ここ数年の最低賃金の地域差縮小に伴い、パート・アルバイトの募集賃金

についても都道府県間の募集賃金のばらつきが縮小し、賃金の地域間格差の縮小をもたらしたとみられる。

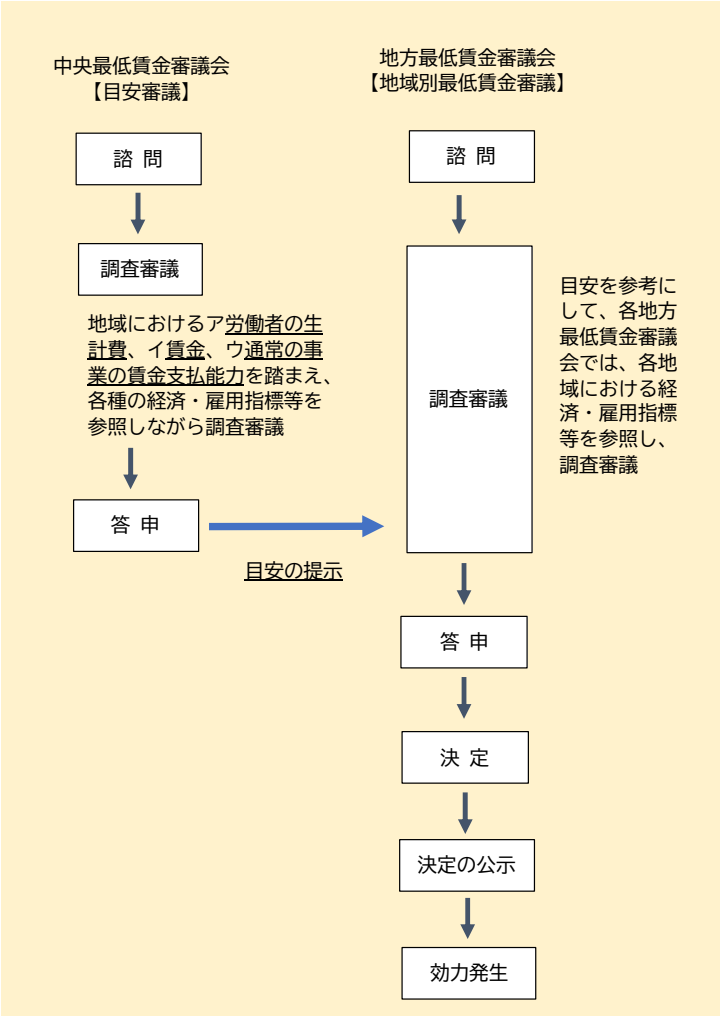
【図５】パート・アルバイトの平均募集賃金（ビッグデータ）の変動係数の推移



（備考）株式会社ナウキャスト「HRog 賃金 Now」により作成。HRog 賃金 Now は、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。2017 年２月以降のデータが利用可能。

４． 2026 年度の最低賃金引上げについては、昨年度と比べると多くの地域で 10 月 1 日から適用され、最も発効日が遅い県でも 12 月２日となった。発効日を例年より遅らせ、年をまたいだ発効日も散見された昨年度とは異なり、今年度はこの秋に集中的に最低賃金の引上げが行われることになる。最低賃金引上げが各地域のパート・アルバイト募集賃金や賃金差の縮小にどう影響を及ぼしていくか注視していきたい。

（注１）最低賃金の決定プロセスは、下図のとおり。（厚生労働省公表資料より作成）



（注２）昭和 53 年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金改定額の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示。

担当：内閣府　政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（地域担当）付参事官補佐　山本 世津子
内閣府　政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（地域担当）付　中野 一樹、増田 遥妃
（直通　03-6257-1576）
本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。